

～ 国際研修 ～

2008年度 カンボジア法整備支援本邦研修

第1 はじめに

本稿は、2009年2月9日から同月20日までの間実施されたカンボジア法整備支援本邦研修の概略を紹介するものである。

第2 研修実施の背景

カンボジアは、内戦の終結後、我が国を含む諸外国や国際機関の支援の下、民主化と経済復興を図ってきており、2004年にはWTO加盟を果たすなど、着実に国際社会の一員として歩み始めてきている。特に、同年7月フン・セン首相は「四辺形戦略」と銘打った国家開発戦略を発表し「グッド・ガバナンス」の確立を最優先課題として掲げている。

我が国は、従前から上記カンボジア政府の「グッド・ガバナンス」を目指す動きを支援してきたところであり、1999年から開始された独立行政法人国際協力機構（JICA）による「法制度整備プロジェクト（フェーズ1）」を通じて民法・民事訴訟法草案の起草支援を行い、2003年3月に両草案をカンボジア司法省に引き渡し、ついで、民法・民事訴訟法法案の立法化及び付随法令の起草を主眼として2004年4月から「法制度整備プロジェクト（フェーズ2）」を開始し、2006年7月に民事訴訟法の成立、2007年12月に民法が成立する成果を収めて、2008年4月に同プロジェクトは終了した。

しかしながら、民法、民事訴訟法がカンボジア国内において適切に運用されるためには、不動産登記、供託など関連法令・制度の整備、法制度を運用する人材の育成などキャンペーンビルディングが不可欠である。

そこで、2008年4月より付随法令の起草の軸足をカンボジア側に移し、カンボジア司法省（以下「司法省」という。）が民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策をとれるようにすることを主眼とした同プロジェクト（フェーズ3）が開始された。

本研修は、同プロジェクト（フェーズ3）の一環として、カンボジア側関係者を日本へ招へいして実施したものである。

ところで、上記関連法令の一つである不動産登記制度は、不動産の取引など経済活動、民事訴訟における保全・執行手続きのために不可欠な法的社会基盤であるところ、カンボジアにおいては、現在、国土管理都市計画建設省（以下「国土省」という。）が所管する土地法に基づいて土地の境界画定や不動産登記が行われている。しかし、同法は、登記の効

力など多くの点で我が国が支援した民法と矛盾抵触する内容を含んでいる。民法適用後は土地法の矛盾抵触する規定は失効することとされる予定であり、民法に則して既存の土地法を改廃し登記制度を整備する必要がある、カンボジア側においても、そのために必要な作業や解決すべき問題点の洗い出しなどを行う司法省と国土省による合同委員会が設置されている。本研修においては、上記合同委員会の主要メンバーに対し、民法の起草に関わった日本側民法部会委員による講義や質疑応答、民事局による日本の不動産登記制度の説明や東京法務局見学により、民法の土地法に与える影響や民法を反映した不動産登記制度の在り方などについて理解を深めることを目的として実施された。

また、カンボジアにおいては、一般的に立法する際、人材の不足などから、十分な立法の基礎となる社会調査や条文の検討、官庁間の調整が図られることなく、外国の支援機関主導による立法が行われているのが現状であり、カンボジアの自立発展性を高めるというキャパシティビルディングの観点から、本研修では、日本における法律の作り方や注意点につき、民事局、参議院法制局などの担当者からの講義も行われた。

第3 研修内容等

1 研修員

カンボジア司法省・国土管理都市計画建設省関係者合計14名であった（別添研修員名簿参照）。

2 研修総括

本研修カリキュラムは、別添日程表のとおりである。

今回の研修では、研修の前半において、民法部会委員からカンボジア民法講義において立法趣旨を踏まえた丁寧な説明と今後の制度整備に向けての助言が行われた。そして、同部会委員を交えての協議も実施され、カンボジア民法の土地法に与える影響等について活発に意見を交換することにより、疑問点が解消され、問題点を洗い出すことができた上、司法省と国土省の各実務レベル者間において、長年未解決であった土地法に基づき設定された物権の民法適用期日以降の取り扱いについて民法適用法で定めることが合意され、研修員からは大きな成果を得ることができたとの評価を得た。また、日本の不動産登記、法律の作り方、日本の法整備の経緯の講義については、今後どのようにカンボジアで法律の起草作業を行っていくかを考えるに当たって示唆に富んだ内容であり、高度な知識を得ることができたとの高い評価を得た。

また、講義と併行して東京法務局不動産登記部門の見学を実施し、登記簿の変遷や登記実務を実際に見聞させることにより、知識の立体的な伝達を図った。

その他、研修員からは、福利厚生面では全く問題なく充実した研修生活を送ることができたことに対し感謝の意が述べられた。

以上、本研修は、研修目的を十分に達成する有意義なものになったと思われる。

第4 終わりに

最後に、御多忙の中、長時間にわたり極めて密度の濃い内容の御講義をいただいた松本教授、南裁判官、浦川教授、野村教授、松尾教授、千葉補佐官、伊庭参事、武蔵参事、富田局付（日程上の講義順）、本研修の全日程に同行され、適宜有効なアドバイスをくださった坂野専門家、JICA公共政策部、東京国際センター、研修監理員の皆様及び財団法人国際民商事法センターの皆様方に厚く御礼申し上げたい。

※ 本研修を担当した亀卦川教官は、2009年4月の定期異動により、東京地方検察庁に転出しました。

2008年度 カンボジア法整備支援研修日程表

〔主任教官：亀卦川教官 事務担当：土屋専門官、福岡専門官〕

研修実施場所：法務総合研究所，JICA東京国際センター

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 / 月 9		来日		
2 / 火 10		JICAオリエンテーション TIC	ICDオリエンテーション TIC	
2 / 水 11		「カンボジア民法講義①」 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) TIC	「カンボジア民法講義②」 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) TIC	プロジェクト進行協議 (17:20～18:50)
2 / 木 12		「カンボジア民法講義③」 浦川道太郎教授(早稲田大学大学院法務研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) TIC	「カンボジア民法講義④」 浦川道太郎教授(早稲田大学大学院法務研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) TIC	
2 / 金 13		「カンボジア民法講義⑤」 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院教授) TIC	「日本における民法と不動産登記法の発展」 松尾弘教授(慶応義塾大学大学院法務研究科) TIC	
2 / 土 14		休演		
2 / 日 15		休演		
2 / 月 16		「日本不動産登記(登記法)制度概説1(講義⑦)」 千葉和信民事局民事第二課補佐官 赤れんが棟共用会議室	「日本不動産登記(登記法)制度概説2(講義⑧)」 千葉和信民事局民事第二課補佐官 赤れんが棟共用会議室	
2 / 火 17		「法律の作り方・総論」 国際協力部教官 赤れんが棟共用会議室	13:00～ 法律の作り方・各論①「法律案の立案について」・国会見学等 参議院法制局 第1部第1課 伊庭みのり参事, 武蔵 誠憲参事 参議院法制局	
2 / 水 18		「法律の作り方・各論②」 富田寛民事局付 赤れんが棟共用会議室	「法律の作り方・各論③ 日本の明治期における近代法整備の経緯」 松尾弘教授(慶応義塾大学大学院法務研究科) 赤れんが棟共用会議室	
2 / 木 19		法務省組織説明 国際協力部教官 赤れんが棟共用会議室	民事局長表敬11:00～11:30 東京法務局見学	
2 / 金 20		総括質疑 TIC	評価会・閉講式 TIC	
2 / 土 21		帰国		